

紫波町告示第149号

紫波町結婚新生活支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年4月1日

紫波町長 熊 谷 泉

紫波町結婚新生活支援補助金交付要綱

(目的)

第1 地域における少子化対策の強化に資するため、新婚世帯に係る住居費及び引越費用の一部に対し、予算の範囲内で、紫波町補助金交付規則（昭和35年紫波町規則第15号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和3年1月1日から令和4年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦を含む世帯をいう。
- (2) 住居費 婚姻を機に新たに町内で自ら居住する住宅を購入し、又は賃借する際に要した費用で、当該住宅の購入費、賃料、敷金、礼金（保証金などこれに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、世帯のうち1人以上の者が勤務先から住宅手当に相当する手当が支給されている場合にあつては、当該手当に相当する分を除く。
- (3) 引越費用 前号に規定する住宅への転居のために引越事業者（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条に規定する一般貨物自動車運送事業を営む者をいう。）への支払いに要した費用をいう。
- (4) 貸与型奨学金 学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。
- (5) 申請者 第1号に規定する夫婦のいずれか一方であつて、この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けようとする者をいう。

(補助対象世帯)

第3 補助金の交付を受けることができる世帯は、次の各号のいずれにも該当する新婚世帯とする。

- (1) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 世帯全員の前年の合計所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第30号の合計所得金額をいう。以下同じ。）が400万円未満であること。
 - イ 世帯全員の前年の合計所得金額が400万円以上の新婚世帯のうち、夫婦の双方又は一方の離職又は転職により、補助金の交付申請をしようとする日（以下「交付申請日」という。）の属する年の合計所得金額が400万円未満であると見込まれること。
 - ウ 世帯全員の前年の合計所得金額が400万円以上の新婚世帯のうち、貸与型奨学金の返済がある場合であつて、前年の合計所得金額から前年の貸与型奨学金に係る返済額を差し引いた額が400万円未満であること。
- (2) 夫婦ともに婚姻届が受理された日における年齢が39歳以下であること。
- (3) 交付申請日において、夫婦とも本町の住民基本台帳に記録されており、その住所が申請に係る住宅の所在地となっていること。
- (4) 補助対象経費に対して他の公的制度による補助等を受けていないこと。
- (5) 交付申請日の前年において地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に

掲げる市町村民税（特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同法第5条第2項第1号に掲げる税を含む。）の滞納がないこと。

(6) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けたことがないこと。

(補助対象経費)

第4 補助対象経費は、住居費及び引越費用とする。

2 補助対象経費の算定の対象となる期間は、令和3年1月1日から令和4年3月31日までとする。

(補助金の額等)

第5 補助金の額は、補助対象経費の額とし、1世帯当たりの上限は次のとおりとする。

(1) 夫婦のいずれもが、婚姻届を受理された日における年齢が29歳以下である場合 60万円

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 30万円

2 前項の補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(提出書類及び提出期日)

第6 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表のとおりとする。

(交付決定の取消し)

第7 町長は、交付の決定を受けた者（以下「交付決定対象者」という。）が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。

(3) この要綱に違反する行為があったとき。

(補助金の返還)

第8 町長は、第7の規定により交付決定を取り消したときは、既に交付した補助金について、その全部又は一部の返還を命ずることがある。

(報告等)

第9 町長は、必要があると認めるときは、交付決定対象者に対して、報告又は書類の提出を求めることがある。

(補則)

第10 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、町長が別に定める。

